

# 申告相談が始まります

**相談期間 2月5日(木)～3月16日(月)**



## 確定申告とは？

所得税は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に生じた所得について課税されます。

その所得金額とこれに対する税額は、自ら計算し、原則として、翌年の 2 月 16 日から 3 月 15 日までの間に申告し、納税することになっていて、この申告のことを確定申告と言います。

また、確定申告は、源泉徴収された税額などが納め過ぎとなっているか、あるいは不足となっているかを計算・精算し、その年の所得税および復興特別所得税の額を最終的に確定するものです。

## 所得税・住民税の主な改正



◆事業（農業・営業）や不動産貸付を行うすべての方に記帳と帳簿の保存義務付け

所得税および復興特別所得税の申告が必要な方でも、記帳と帳簿の保存が必要です。

◆上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率の特例廃止

【所得税】変更前 7 %→変更後 15 %

【住民税】変更前 3 %→変更後 5 %  
(市民税 3 %、県民税 2 %)

## 申告相談に必要なもの

◆印かん（スタンプ印不可）

◆申告書用紙（税務署から郵送されてきた方）

◆通帳印（振替納税を希望する方）

◆本人名義の口座情報（還付申告の方）

◆源泉徴収票

◆帳簿類（事業所得者）

◆その他  
・収入や経費のわかるもの  
・医療費の領収書  
・所得控除の証明書など

## 確定申告が必要な方

### 【給与所得者の場合】

通常、給与所得者は、毎月の給与から所得税および復興特別所得税が源泉徴収され、最終的に年末調整で精算されているので、申告の必要はありませんが、次に該当する場合は申告を行う必要があります。

- ①その年中の給与収入が 2 千万円を超える方
- ②年末調整済みの給与以外に、20 万円を超える給与収入や給与以外の所得がある方
- ③給与支払い時に正しく源泉徴収されていない方
- ④所得控除や税額控除の申告をして、還付を受ける方

⑤中途退職などにより年末調整を受けなかったため、源泉徴収された税額が納め過ぎとなり還付を受ける方

### 【公的年金所得者の場合】

- ①公的年金等の収入金額が 4 百万円を超える方
- ②公的年金の収入金額が 4 百万円以下でも、公的年金等以外の所得が 20 万円を超える方
- ③所得控除や税額控除の申告をして、還付を受ける方



### 【その他所得者の場合】

- ①事業（自営業、農業、漁業、内職、検診等の委託など）をしている方
- ②不動産収入（家賃、地代、小作料など）があつた方
- ③資産（土地、建物、骨とう品、貴金属、各種権利）などを売り、譲渡所得があった方
- ④その他の所得があった方（個人年金、原稿報酬など）



### 所得税・住民税の課税対象とならない所得（非課税所得）の例

- ◆遺族年金◆障害年金◆雇用保険の失業給付
- ◆児童手当◆児童扶養手当◆臨時福祉給付金
- ◆宝くじの当選金など

## 源泉徴収票の見方

### 平成26年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る者	支 払 金額	給与所得控除後の金額	所 得 控除の額の合計額	源泉徴収額
にかほ市〇〇字△△番地				
(受取者番号) 氏名 (フリガナ) 二方ホ イチロウ (役職名) 仁賀保 市郎				
種 別	支 払 金額	給与所得控除後の金額	所 得 控除の額の合計額	源泉徴収額
給与・賞与	① 3,250,000	② 2,093,600	③ 1,694,260	④ 20,300
扶養控除額	配偶者特別 者の有無等 老人 物 無	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 特定 老人 その他 特別 老弱 病弱 者 無	扶養者等の 本人を除く の金額	社会保険料 生命保険料 地震保険料 の控除額
			454,260	85,000 15,000 0
支 払 者	支 払 金額	給与所得控除後の金額	所 得 控除の額の合計額	源泉徴収額
秋田県にかほ市象潟町字△△△	秋田県にかほ市象潟町字△△△	60,000	30,000	30,000
氏名又は 名 称	株式会社 ○×産業	126,000	30,000	30,000

確定申告書に転記すると  
このようになります。

支 払 金額	給与所得控除後の金額	所 得 控除の額の合計額	源泉徴収額	
3,250,000	2,093,600	1,694,260	20,300	
配偶者特別 者の有無等 老人 物 無	扶養対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 特定 老人 その他 特別 老弱 病弱 者 無	扶養者等の 本人を除く の金額	社会保険料 生命保険料 地震保険料 の控除額	
1	1	454,260	85,000 15,000 0	
支 払 者	支 払 金額	給与所得控除後の金額	所 得 控除の額の合計額	源泉徴収額
秋田県にかほ市象潟町字△△△	秋田県にかほ市象潟町字△△△	60,000	30,000	30,000
氏名又は 名 称	株式会社 ○×産業	126,000	30,000	30,000

### ①欄／支払金額

「仁賀保市郎さん」に「株式会社○×産業」から支払われた給料などの金額が記載されています。

### ②欄／給与所得控除後の金額

給与所得者の場合、①欄の金額から「給与所得控除額」を控除した金額が所得金額となり、この欄に記載されます。

※①欄の金額によって②欄は自動的に額が決まります。

### ③欄／所得控除額の額の合計額

赤枠で囲まれた部分に基礎控除（38 万円）を加えた金額の合計額となります。

この金額を②欄の金額から差し引き、その残りの金額に所得税が課せられます。

### 仁賀保市郎さんの所得控除額内訳

380,000 円	380,000 円	380,000 円
配偶者控除：花子さん	扶養控除：太郎くん	基礎控除：市郎さん
454,260 円	85,000 円	15,000 円
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額

※次郎くんは年少扶養親族となるため、扶養控除の対象外。

### ④欄／源泉徴収税額

年末調整により精算された仁賀保市郎さんの平成 26 年分の所得税額等となります。

### 仁賀保市郎さんの源泉徴収額・計算式

$$\begin{aligned}
 &2,093,600 \text{ 円} - 1,694,260 \text{ 円} = 399,000 \text{ 円} \\
 &\text{②欄／給与所得控除後の金額} \quad \text{③欄／所得控除の額の合計額} \quad \text{千円未満切り捨て} \\
 &399,000 \text{ 円} \times 5\% \quad \text{税率 (②-③の残額で異なる)} = 19,950 \text{ 円} \\
 &19,950 \text{ 円} \times 1.021 \quad \text{復興特別所得税率} = 20,300 \text{ 円} \quad \text{百円未満切り捨て}
 \end{aligned}$$